

# NPO法人 非正規労働相談センターひろしま 通信

第 23 号 2023 年 10 月 1 日

〒732-0057 広島市東区二葉の里1-3-16 吉村ビル2階

フリーダイヤル **0120-501-581**

☎ 082-262-3751 FAX 082-264-2310  
Eメール [roso34@ybb.ne.jp](mailto:roso34@ybb.ne.jp)

## ブラジル人労働者に対する セクハラを許さない！

働く現場には女性差別、外国人労働者差別  
本社社員による請負労働者差別などが重層的に渦巻いている

スクラムユニオン・ひろしまからの報告

7月29日 15時 15分ごろ、M製作所工場内（島根県）でセクハラ事件が起きた。ブラジル人女性Tさんは機械の間の狭い空間に入ってパネル操作をしていた。左側の機械に左手を添えて体を支え、背伸びをして右手で高所にある調整ボタンをさわっていた。そこに正社員男性Kが入ってきて、Tさんの手を背後から押さえて覆いかぶさり、自身の下半身を押つけてきた。Tさんは抵抗し、日本語で「どいてください! どいてください!」と大声で叫んだ。監督がかけつけたので相手がひろみ、振り払って逃げた。Tさんはショックでしばらく廊下で嗚咽していた。それを見ながらKは「仕事に戻っていいよ」と笑って、どこかへ消えていった。

この日のTさんの任務は「10分以内で

所定のことをやり遂げなければいけない（10分をオーバーすると製品が駄目になり多方面に迷惑をかける）」という条件がついていた。迷惑はかけられないという思いで必死にショックを抑え、急いで現場復帰し、10分以内に業務を完遂した。

その日以来、体調不良が続いている。吐き気などの症状が出て、涙が止まらない。事件後5日間くらい眠れなかった。8月1日に病院へ。3日は出勤したが早退。その前後の記憶がはっきりしない。8日に再度病院へ。「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」の診断を受ける。そしてスクラムユニオンへ相談した。

Tさんは警察に被害届を出したいということで、警察による事情聴取が行なわれ、委員長、書記長が同行した。「謝罪だけで

ホームページは「NPO 非正規 ひろしま」で検索!

は納得できない」として加害者への厳罰を求めた。

一流グローバル企業の評価を得ているM製作所である。今回の事件の加害者は懲戒解雇に値する。一過性のものでもないし、他の女性労働者に対するストーカー行為もあったことからして許しがたい。国際ルールは甘くない。女性差別、外国人労働者差別、派遣労働者への差別、コンプライアンス違反、社員教育欠如、就業規則違反…と思いつくだけでもいくつもの罪状がある。特にセクハラについては近年就業規則で厳しく禁止されている。加害者を放

置していたM製作所の責任は重大だ。

スクラムユニオンは『抗議文』をM製作所に直接提出し、さらに団交を要求している。今回の事件の背景には女性に対する差別意識、外国人(ブラジル人)に対する差別意識があることは明白である。さらに、本社社員による請負労働者への優越性を利用したパワハラがある。M製作所はセクシャルハラスメントが重大なる犯罪行為であることの意識が欠如している。スクラムユニオンは徹底して闘っていくとしている。

## 海洋投棄から日本社会の衰退が見える 地方から日本の矛盾を撃ち平和を訴える

～ 県北 から

実国義範 理事



### 処理水と呼ばれる放射線汚染水

8月24日、政府と東電は放射性物質トリチウムを含んだアルプス処理汚染水を放出した。9月末には2回目の放出をすと言われている。今後30～40年間かけて放出をするようだが、廃炉の計画も立たない状況の中、放出総量や放出期間も明らかにしていない。

そもそも出発点から間違っている。政府と東電は「(処理水は)関係者の理解なしには処分しない」と文書を交わしていた。それを無視し約束を反故にして放出を強行した。

統計でも海洋放出に賛成、反対は拮抗

しているが、「国民の理解は得られていない」と「漁業関係者の理解を得て行なうべき」では90%を超えている。国民の大多数が今は行なうべきではないと意思表示しているにもかかわらず、汚染水放出を強行した。

岸田政権は被爆国日本が放射線を含んだ汚染水を海に撒き、新たに被爆者を生み出そうとしている。先を見据えぬ岸田政権の冷淡で無策が窺える。

一方で90%を力にして何故運動がつかれないのか？ 労働運動、市民運動の低落は深刻だ。野党でも「汚染水」と発言すると幹部から咎められるし、「汚染魚を食べて10年後に健康状態を知らせて下さい」

と発信すると立候補を取り下げられるなど、これが野党かと理解に苦しむ。さらにマスコミは風評被害を気にしてか「処理水」の呼称にこだわる。

### 理性なき岸田は即刻退陣せよ

岸田首相は福島県産のヒラメ、スズキなどの刺身を試食して安全をアピールしたようだが、「岸田不況」の中で苦しんでいる庶民には「こんな豪華なものは食べられない。そんな余裕はない」と逆に批判が起り、庶民生活への無関心さが表れた。

売れない魚は廃棄処分して補償すると明言したが、漁師は美味しい魚を食べてもらうことを喜びに漁をしているのに廃棄は辛いことである。これでは後継者も育たない。労働するとは社会のどこかで役に立っている、喜んでくれている、そこに生きがいを感じて働くのであって、金銭補償だけで

済まされる問題ではない。しかし昨今、残念ながら今だけ、金だけ、自分だけの寂しい社会にされてしまった。



楽しく生きがいのある社会の創造に向け、「ウクライナに平和を、戦争させない9条壊すな! ヒロシマ県北行動」は毎月2回街頭に立つ。(9/26)

## 今年の最低賃金をめぐる状況

# 拡大するばかりの格差に地方の危機感 Cランクの県が軒並み答申を大幅に上回る引き上げ!

今年度、岸田内閣は、最低賃金を加重平均で1000円に到達させると広言していた。中央最低賃金審議会は、恥ずかしげもなく、岸田の言うとおりに「Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円」という答申を発表した。このことによって加重平均1004円になったというわけである。だが、現実には時給1000円を超えた地域は東京、神奈川を含む関東圏、大阪、兵庫を含む関西圏といった大都市圏だけに過ぎない。

ただ、今回の最低賃金引き上げに関しては、地方の反乱とも言うべき状況が見られた。それは、Cランクに位置づけられた地方で答申通り39円引き上げたのは岩手県だけであった。他のCランクの県では軒並み答申より6円から7円の「大幅引き上げ」を行ったのである。これは明らかに地方と大都市圏での格差拡大と労働力流出に危機感を感じた地方が、独自に判断したものである。実際、東京と岩手では時給220円もの差が生じている。1日8時間働いて1

760円の違いが発生し、月に21日働くとして約3万7千円もの差が生じるのである。これでは、多くの若者や外国人労働者などが大都市圏を目指していくのは当然であり、地方の過疎化が進むのも避けられない。

だからこそ、われわれは「全国一律1500円、1日8時間働けば生活できる賃金を!」というスローガンを掲げるのである。人間らしい生活を送ろうとすれば、最低でも時給1500円は不可欠である。時給1500円でも、月に換算すれば25万円強であり、年間300万円である。これでも物価高騰の中で、生活を維持することがやっとのところであろう。少子高齢化が叫ばれ、岸田などは「少子化対策」などと声高に言うが、空文句を並べる前に最低賃金を大幅に上げ、若者たちが安心して生活でき、結婚できるようにすることが、まず第一歩である。

裏面に地域別最低賃金表を掲載

令和5年度 地域別最低賃金 答申状況

(別紙)

都道府県名	ランク	目安額【円】	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額【円】	発効予定年月日(※2)	備考
北海道	B	40	960 (920)	40		2023年10月1日	
青森	C	39	898 (853)	45	+6	2023年10月7日	
岩手	C	39	893 (854)	39		2023年10月4日	
宮城	B	40	923 (883)	40		2023年10月1日	
秋田	C	39	897 (853)	44	+5	2023年10月1日	
山形	C	39	900 (854)	46	+7	2023年10月14日	
福島	B	40	900 (858)	42	+2	2023年10月1日	
茨城	B	40	953 (911)	42	+2	2023年10月1日	
栃木	B	40	954 (913)	41	+1	2023年10月1日	
群馬	B	40	935 (895)	40		2023年10月5日	
埼玉	A	41	1028 (987)	41		2023年10月1日	
千葉	A	41	1026 (984)	42	+1	2023年10月1日	
東京	A	41	1113 (1072)	41		2023年10月1日	
神奈川	A	41	1112 (1071)	41		2023年10月1日	
新潟	B	40	931 (890)	41	+1	2023年10月1日	
富山	B	40	948 (908)	40		2023年10月1日	
石川	B	40	933 (891)	42	+2	2023年10月4日	
福井	B	40	931 (888)	43	+3	2023年10月1日	
山梨	B	40	938 (898)	40		2023年10月1日	
長野	B	40	948 (908)	40		2023年10月1日	
岐阜	B	40	950 (910)	40		2023年10月1日	
静岡	B	40	984 (944)	40		2023年10月1日	
愛知	A	41	1027 (986)	41		2023年10月1日	
三重	B	40	973 (933)	40		2023年10月1日	
滋賀	B	40	967 (927)	40		2023年10月1日	
京都	B	40	1008 (968)	40		2023年10月6日	
大阪	A	41	1064 (1023)	41		2023年10月1日	
兵庫	B	40	1001 (960)	41	+1	2023年10月1日	
奈良	B	40	936 (896)	40		2023年10月1日	
和歌山	B	40	929 (889)	40		2023年10月1日	
鳥取	C	39	900 (854)	46	+7	2023年10月5日	
島根	B	40	904 (857)	47	+7	2023年10月6日	
岡山	B	40	932 (892)	40		2023年10月1日	
広島	B	40	970 (930)	40		2023年10月1日	
山口	B	40	928 (888)	40		2023年10月1日	
徳島	B	40	896 (855)	41	+1	2023年10月1日	
香川	B	40	918 (878)	40		2023年10月1日	
愛媛	B	40	897 (853)	44	+4	2023年10月6日	
高知	C	39	897 (853)	44	+5	2023年10月8日	
福岡	B	40	941 (900)	41	+1	2023年10月6日	
佐賀	C	39	900 (853)	47	+8	2023年10月14日	
長崎	C	39	898 (853)	45	+6	2023年10月13日	
熊本	C	39	898 (853)	45	+6	2023年10月8日	
大分	C	39	899 (854)	45	+6	2023年10月6日	
宮崎	C	39	897 (853)	44	+5	2023年10月6日	
鹿児島	C	39	897 (853)	44	+5	2023年10月6日	
沖縄	C	39	896 (853)	43	+4	2023年10月8日	
全国加重平均			1004 (961)	43		-	

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額 ※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性

注意

厚労省が公表した「令和5年度 地域別最低賃金 答申状況」をもとに作成した。国の目安額どおりの答申をした県は □ で表示した。

国の目安額より1円から4円より高い答申を示した県は ■ で表示し、目安差額が国の目安額より5円以上高い答申をした県は □ で表示した。